

EPAの概要と原産地規則

平成24年4月

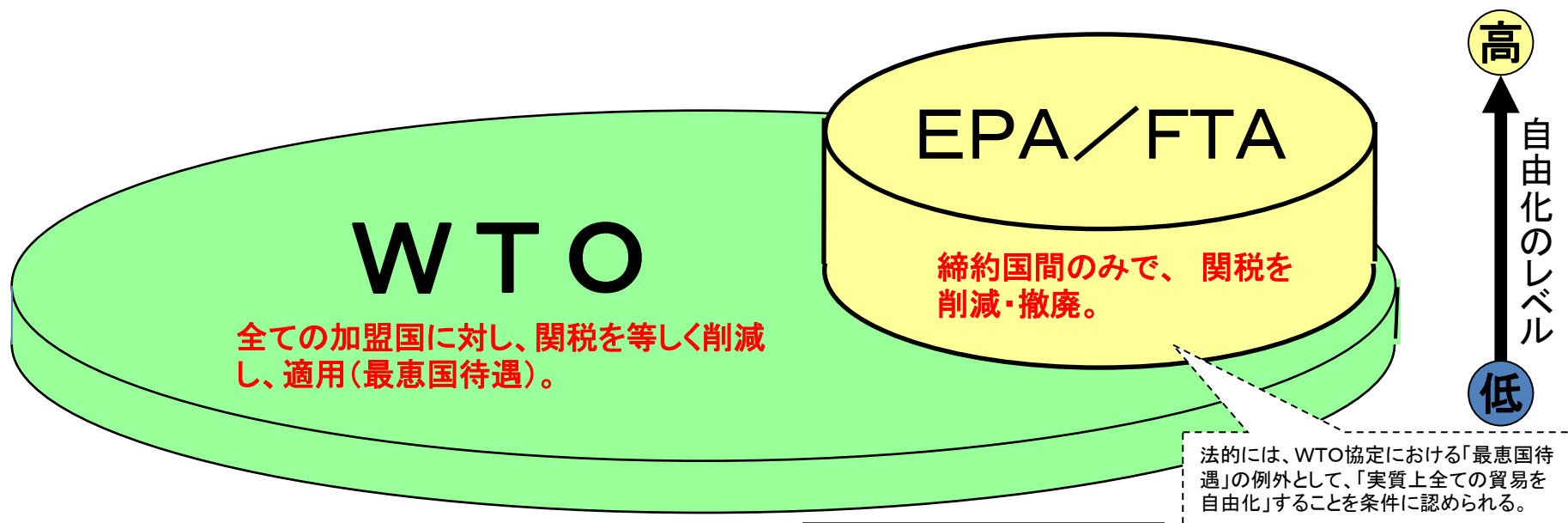
経済産業省原産地証明室



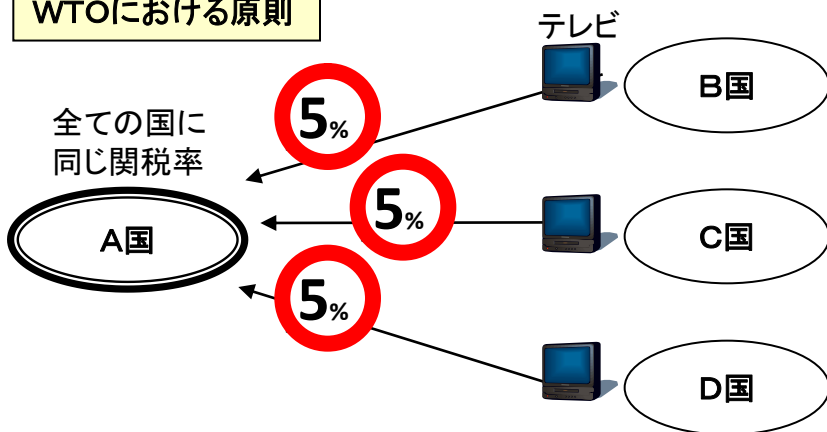
EPA(経済連携協定)とは・・・① ～WTOとEPA/FTAの関係～

○WTOは、ラウンド交渉を通じて等しく貿易障壁(関税など)の削減・撤廃を目指す。

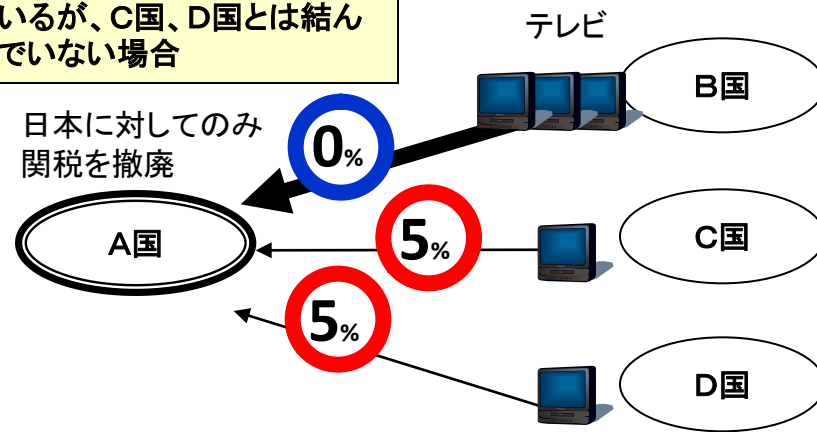
○EPAやFTAにより、締約国間のみでさらに自由化を行うことが可能。



WTOにおける原則



A国がB国とFTAを結んでいるが、C国、D国とは結んでいない場合



EPA(経済連携協定)とは・・・② ～EPAとFTAの違い～

○経済連携協定(EPA)は、国や地域同士で「関税」、「サービス業を行う際の規制」、「投資を行う際の規制」や「出入国の制限」等の緩和を定める協定

自由貿易協定

(FTA:Free Trade Agreement)

特定の国や地域の間で、物品の関税やサービス貿易の障壁等を削減・撤廃する協定。

本日のメインテーマ

関税の削減・撤廃

サービスへの外資規制撤廃

など

経済連携協定

(EPA:Economic Partnership Agreement)

自由貿易協定を柱に、ヒト、モノ、カネの移動の自由化、円滑化を図り、幅広い経済関係の強化を図る協定。

人的交流の拡大

各分野での協力

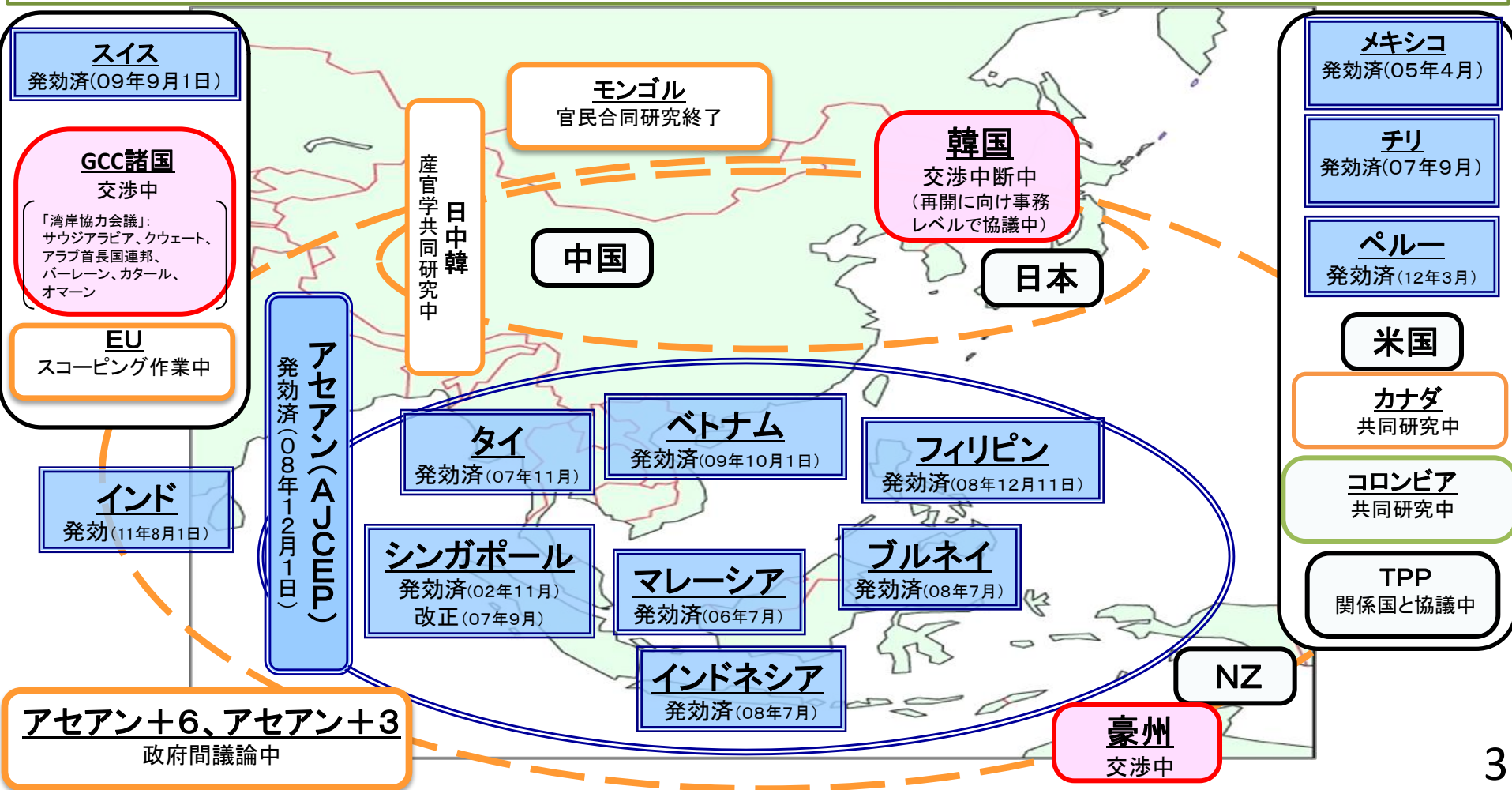
投資規制撤廃、投資ルールの整備

知的財産制度、競争政策の調和

など

我が国のEPA取組状況

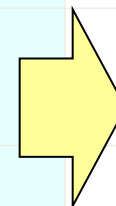
- 発効・署名済(12ヶ国1地域): シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、アセアン、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー
- 交渉中(2ヶ国1地域): 豪州、GCC(湾岸協力会議)、韓国
- 研究・議論中(3ヶ国4地域): アセアン+6、アセアン+3、日中韓、モンゴル(研究終了)、EU、カナダ、コロンビア



EPAを利用した場合のメリットの例

- EPAを利用することにより、関税面で、通常より有利な条件で貿易することが可能。
- EPAを利用した場合、低い税率が適用される品目例

輸出国	商品例	通常の税率 (MFN税率)	EPA税率 (2012年時)
メキシコ	HS9004.10(サングラス)	10%	0%
	HS3926.10(事務用品及び学用品)	15%	0%
マレーシア	HS8483.60(クラッチ及び継手)	5%	0%
	HS0808.10(りんご)	5%	0%
チリ	HS4016.94(防舷材※緩衝材)	6%	0%
	HS9603.21(歯ブラシ)	6%	0%
タイ	HS8423.30(重量測定機器)	5%	0%
	HS9608.10(ボールペン)	5%	0%
インドネシア	HS8483.40(歯車及び歯車伝動機等)	5%	0%
	HS9025.80(温湿度計)	5%	0%
フィリピン	HS2933.61(メラニン)	3%	0%
	HS8112.92(インジウム)	3%	0%



原産地証明書の取得までの手順

Step 1

輸出製品の
HS番号の確認

□ EPAを利用するには

まず輸出製品の6桁ベースのHS番号を確認！

- ・HS番号の正確な確認のため、輸入者又は最寄りの税関にも照会。
- ・HS番号はHS2002年版を使用することに留意。（ベトナム・スイス・インド・ペルーはHS2007）

Step 2

EPA税率
の確認

□ EPAを使った場合の税率が

現状の関税率よりも有利なのかを確認！

- ・個別のEPA税率は、各協定の「品目別関税撤廃スケジュール（譲許表）」やJETROの「世界各国の関税率」で確認。

Step 3

輸出製品の
原産地規則の確認

□ 輸出する製品が

EPAの特恵税率を受ける資格があるのかを確認！

- ・個々の輸出製品の上記資格（「原産地規則」という。）は、各協定の「品目別規則」で確認。

Step 4

輸出製品の
原産性確認

□ 輸出製品に原産性があるのかを確認！

- ・『原産資格を立証するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示』（2011年6月経済産業省改訂 (http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/file/roo_guideline.pdf)) を参照。

Step 5

原産地証明書の
発給申請・取得

□ 日本商工会議所のHPにアクセスし、

原産地証明書の発給申請手続を開始！

関税番号(HSコード)とは・・・

関税番号（HSコード）とは、全ての貿易品目の分類に用いられる世界的に統一された番号

原産品判定のためには、まず輸出産品の関税番号の確認が必要です！

●関税番号(HSコード)とは●

一番大きい分類は、世界共通で2桁のコードで1～97類まで存在。

HS:85類
(電子機器
及びその
部分品)

2桁(類)

HS:8501(電動機)

HS:8502(発電機)

HS:8503(部分品)

HS:8504(トランスフォーマー)

⋮

HS:8544

(電気絶縁をした線、
ケーブル)

4桁(項)

6桁までは全世界共通の
コードが使用されます。

HS:8544.11(銅の巻線)

HS:8544.19(その他の巻線)

HS:8544.20(同軸ケーブル)

⋮

HS:8544.60

(その他の電子導体)

6桁(号)

一番細かい分類の桁数は、
国によって異なる。
日本では9桁が最も細かい
分類を表す。

HS:8544.60.010(自動車用)

HS:8544.60.090(その他用途)

HSコードが細くなるにつれ、品目が特定されます。

譲許表の記載例

○譲許表とは、個別品目の関税撤廃・削減の方法及びスケジュールについて規定された表のこと。

【日インドネシアEPA(インドネシア側譲許表)の一例】

Column 1	Column 2	Column 3	Column 4	Column 5
Tariff Item Number	Description of Goods	Base Rate	Category	Notes
94.01	Seats (other than those of heading 94.02), whether or not convertible into beds, and parts thereof.			
9401.10.00.00	- Seats of a kind used for aircraft		A	
9401.20.00.00	- Seats of a kind used for motor vehicles		A	
9401.30.00.00	- Swivel seats with variable height adjustment	15%	B10	
9401.40.00.00	- Seats other than garden seats or camping equipment, convertible into beds	15%	B15	
⋮	⋮			
9401.90	- Parts	10%		
	- - Of aircraft seats:			
9401.90.11.00	- - - of plastics		A	

➤Column1 ⇒ 品目コード

➤Column2 ⇒ 品目名

➤Column3 ⇒ 基準税率
: 関税の引下げが開始される基準となる税率を表示。

➤Column4 ⇒ 区分
: 関税の引下げ・撤廃の区分(方式)を記号で表示。

➤Column5 ⇒ 注釈
: 「4.区分」の記号が示す内容の注釈(補足)を数字で表示。

【関税削減記号の意味】

➤「A」とは、**即時撤廃**(協定発効時に関税撤廃)

➤「Bn」とは、**関税率が毎年段階的・均等に引下げられ、n年後に0%になる**という意味。

: 毎回の関税削減幅は「基準税率〇%÷(n+1回)」となり、上記の例でいうと、

「B10」の場合、協定発効時に13.6%、2年目に12.3%、3年目に10.9%、・・・、10年目に1.4%、11年目に0%となる。

「B15」の場合、協定発効時に14.1%、2年目に13.1%、3年目に12.2%、・・・、15年目に0.9%、16年目に0%となる。

(備考1: 日インドネシアEPAにおけるインドネシア側の関税削減日は、1年目は協定発効日、2年目以降は、毎年1月1日。備考2: 計算結果が割り切れない場合は小数点第2位を四捨五入。)

➤「X」とは、**除外品目**(関税撤廃等の譲許なし)

(※) 個別品目の関税率は下記日商HPから確認可。
<http://www.jcc1.or.jp/gensanchi/2.html>

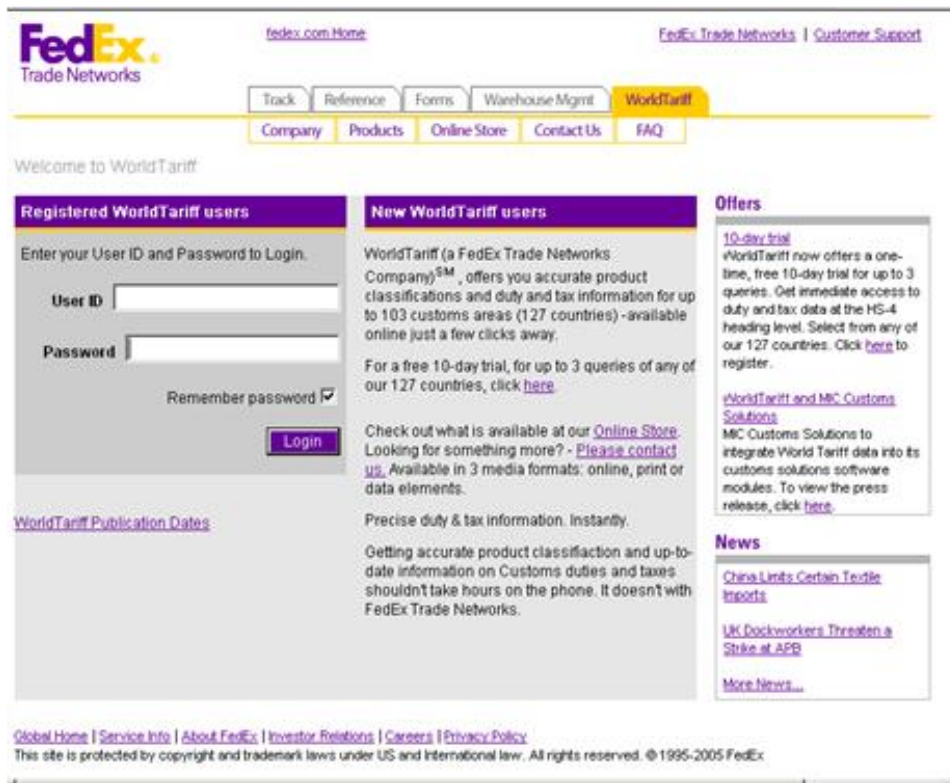
「世界各国の関税率」について

■ ジェトロの「世界各国の関税率」: <http://www.jetro.go.jp/theme/trade/tariff/>



○日本国内居住者の方はどなたでも、無料でご利用頂けます。

○ユーザー登録をいただき、IDとパスワードを取得下さい。取得後は以下のサイトから閲覧可能です。
<http://www.worldtariff.com/>



出所: WorldTariff website

出所: JETRO資料より抜粋

各国の関税率の調べ方①(「世界各国の関税率」より)

ベトナムにエアコン(HS841520.0010)を輸出する場合の関税率を調べてみます。

Preferential Duties and Taxes for 8415.20.00.10 Entering Vietnam

仕向け国/輸出先
Vietnam

税則品名
84 - Nuclear reactors, boilers, machinery and mechanical appliances: parts thereof

項
8415 - AIR CONDITIONING MACHINES, COMPRISING A MOTOR-DRIVEN FAN

テキスト 番号 リセット Submit

Vietnam - Chapter 84 - Nuclear reactors, boilers, machinery and mechanical appliances: parts thereof
[Section Notes](#) [Chapter Notes](#) [End Notes](#)

輸入に課されるその他の税

Name	Tax Rate	Tax Note
VAT	10%	Basis of assessment is duty paid value.
SCT	Exempt	

原産国ごとの最も低い税率

Country of Origin	Duty Rate	Rate Description
Albania	25%	MFN Applied
Algeria	25%	MFN Applied
Angola	25%	MFN Applied
Argentina	25%	MFN Applied
Armenia	25%	MFN Applied
Australia	25%	MFN Applied
Austria	25%	MFN Applied
Azerbaijan	25%	MFN Applied
Bahamas	25%	MFN Applied
Bahrain	25%	MFN Applied
Bangladesh	25%	MFN Applied

Gabon	25%	MFN Applied
Georgia	25%	MFN Applied
Germany	25%	MFN Applied
Ghana	25%	MFN Applied
Greece	25%	MFN Applied
Guatemala	25%	MFN Applied
Guyana	25%	MFN Applied
Haiti	25%	MFN Applied
Honduras	25%	MFN Applied
Hong Kong	25%	MFN Applied
Hungary	25%	MFN Applied
India	25%	MFN Applied
Indonesia	5%	ASEAN Free Trade Agreement
Ireland	25%	MFN Applied
Israel	25%	MFN Applied
Italy	25%	MFN Applied
Jamaica	25%	MFN Applied
Japan	24%	ASEAN-Japan Comprehensive Economic Partnership
Jordan	25%	MFN Applied
Kazakhstan	25%	MFN Applied
Kenya	25%	MFN Applied
Kuwait	25%	MFN Applied
Kyrgyzstan	25%	MFN Applied
Laos	5%	ASEAN Free Trade Agreement
Latvia	25%	MFN Applied
Lebanon	25%	MFN Applied
Libya	25%	MFN Applied
Lithuania	25%	MFN Applied
Luxembourg	25%	MFN Applied
Macedonia (F.Y.R.O.M.)	25%	MFN Applied
Malaysia	5%	ASEAN Free Trade Agreement
Malta	25%	MFN Applied
Mauritania	25%	MFN Applied
Mauritius	25%	MFN Applied
Mexico	25%	MFN Applied
Moldova	25%	MFN Applied
Montenegro	25%	MFN Applied
Morocco	25%	MFN Applied
Mozambique	25%	MFN Applied
Netherlands	25%	MFN Applied

各国の関税率の調べ方②(「世界各国の関税率」より)

ベトナムにエアコン(HS841520.0010)を輸出する場合の関税率を調べてみます。

■ 関税削減スケジュール

AJCEP
B15

Base rate 30%

2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
28%	26%	24%	23%	21%	19%	17%	15%	13%	11%	9%	8%	6%	4%	2%	Free

The first reduction on 1 December, 2008. Subsequent annual reductions on 1 April.

VJEPA
B10

Base rate 30%

2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
27%	24.5%	22%	19%	16%	14%	11%	8%	5.5%	3%	Free

The first reduction is on October-1, 2009. Subsequent annual reductions are on April-1.

■ 原産地認定基準

Commodity Description

8415 AIR CONDITIONING MACHINES, COMPRISING A MOTOR-DRIVEN FAN AND ELEMENTS FOR CHANGING THE TEMPERATURE AND HUMIDITY, INCLUDING THOSE MACHINES IN WHICH THE HUMIDITY CANNOT BE SEPARATELY REGULATED:

8415.20 - Of a kind used for persons, in motor vehicles:

8415.20.00.10 - - Of an output exceeding 26.38 kW

Vietnam Rules of Origin

8415.20 LVC 40% or CTSH

AJCEP Rules of Origin

8415.20 RVC 40%

原産品であることを判断する基準

○輸出品が原産品であるか否かの基準(原産地規則)は、EPA・品目ごとに規定。

○原産地証明書は、輸出品がこの基準を満たしている場合に発給。

主な基準の種類は、以下のとおり。



単に「made in Japan」というだけでは「原産品」とはならない。

	概 要	適用される産品例
(1)完全生産品	締約国の区域内において、完全に生産される産品を原産品とするもの。	農産品、動植物、鉱物資源等の天然産品
(2)付加価値基準	加工の結果、産品に付加された価値が特定の比率(例:40%)以上となる場合に、原産品とするもの。	鉱工業品 〔 鉱工業品の場合、付加価値基準又は関税分類変更基準のいずれか一方を満たすことをもって原産品とするルールが一般的。 〕
(3)関税番号変更基準	完成品のHS番号と輸入原料・部品のHS番号が異なれば、原産品とするもの。	
(4)加工工程基準	各製品の、重要と認められた製造作業又は技術的な加工作業を例示し、その加工作業が行われたことをもって、原産品とするもの。	化学品(化学反応工程) 半導体(拡散工程) など

付加価値基準の例

<例> 乗用車(HS 8703.24) : 付加価値基準

(注)  は原産品・原産材料  は非原産材料

原産地規則:

『**原産資格割合が40パーセント以上であること。**』

$$\begin{aligned}\text{原産資格割合} &= (\text{F.O.B.価額} - \text{非原産材料の価額}) / (\text{F.O.B.価額}) \\ &= (\$20,000 - \$3,000) / \$20,000 \\ &= \underline{85\%} > 40\%\end{aligned}$$

特定原産品

日本

- ・エンジン
- ・トランスミッション
- ・サスペンション
- ・ブレーキ類
- ・ベアリング
- ・ウインドウガラス
- ・タイヤ
- ・ホイール
- ・その他

乗用車



HS 8703

相手国へ
\$ 20, 000で輸出

中国

総額 \$3,000

- ・カーオーディオ
- ・灯火類
- ・ミラー類
- ・ワイヤハーネス
- ・その他

「価格」に着目して、輸出製品のFOB価格に対して、輸入材料価格分を引いた金額(「付加価値」)の割合が、協定で求める一定割合以上であれば、原産品であるとする考え方。通常、製造原価計算上のコスト情報を用いて計算。

関税番号変更基準の例

＜例＞ パソコン(HS 8471.30): 関税番号変更基準

(注)

■ は原産品・原産材料

■ は非原産材料

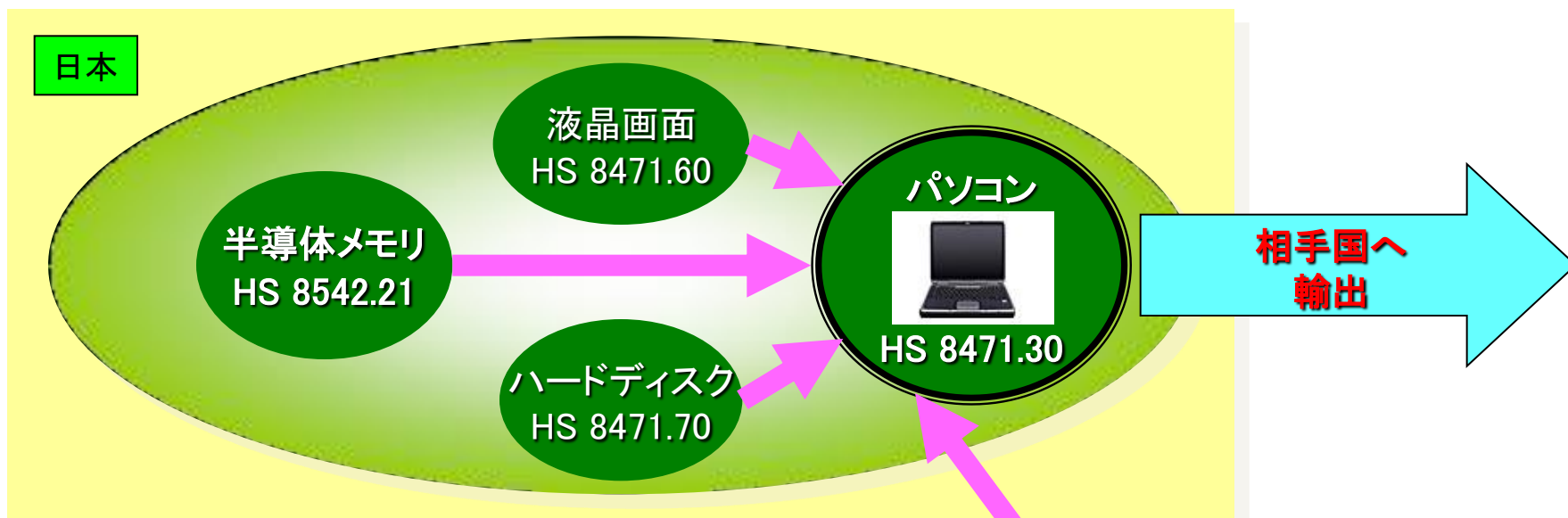
原産地規則:

『第8401.10号から第8485.90号までの各号の最終製品への当該各号以外の号の外国製部品からの変更。』

台湾製部品(CPU): **HS 8542.21**

→ パソコン: **HS 8471.30**

→ **特定原産品**



⚠ 「輸出産品」と「使用材料」とのHS番号を比較し、協定で求める桁数レベルでHS番号が変更していれば、原産品といえるだけの十分な加工が行われたとみなす考え方。

台湾

CPU
HS 8542.21

協定の原産地規則(品目別規則)の記載例

【日アセアン包括協定の例】

		第九四類	【関税率表番号】
	九四・〇一		
九四〇一・一〇			
航空機に使用する種類の腰掛け			【品名】
又は、 RVC 四十パーセント CTSH			
			【品目別規則】

【品目別規則の読み方】

例えば、輸出する最終製品の該当する関税番号が9401.10(航空機に使用する種類の腰掛け)である場合、適用される原産地規則は、

 = 付加価値基準

又は

 = 関税番号変更基準

のどちらかを満たせば、原産品となるという意味。



他方、日アセアン協定・日ベトナム協定・日スイス協定の場合、全ての製品の関税番号とそれに対応する品目別規則が記載されているわけではない。

輸出する製品が品目別規則に記載されていない場合には、適用される原産地規則は、

『RVC 40%又は、CTH』

が適用されることになる。(これを「一般規則」という。)

日本からタイへの輸出におけるEPA税率＆原産地規則の例

HS2002	品名	輸出相手国	相手国の関税率									原産地規則
			MFN税率	EPA税率								
				EPA協定	EPA基準税率 (ベースレート)	関税撤廃 / 削減区分	2011	2012	2013	2014	2015	
7007.11	安全ガラスのうち、強化ガラス(車両用等)	タイ	10%	JTEPA	10%	B5	1.67%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	CTHorVA40%
			10%	AJCEP	10%	B5	3.3%	1.7%	0.0%	0.0%	0.0%	CTHorVA40%
8413.50	油圧ポンプ(往復容積式のもの)	タイ	3%	JTEPA	3%	B3	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	CTSHorVA40%
			3%	AJCEP	3%	B3	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	CTHorVA40%
8426.41	ラフテレーンクレーン	タイ	5%	JTEPA	5%	B5	0.83%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	CTHorVA40%
			5%	AJCEP	5%	B5	1.70%	0.80%	0.00%	0.00%	0.00%	CTHorVA40%
8452.10	家庭用ミシン	タイ	20%	JTEPA	20%	B5	3.33%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	CTSH or VA40%
			20%	AJCEP	20%	B5	6.70%	3.30%	0.00%	0.00%	0.00%	CTHorVA40%
8545.20	炭素電極等の内、ブラシ	タイ	10%	JTEPA	10%	B2	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	CTH or VA 40%
			10%	AJCEP	10%	B2	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	CTH or VA 40%
8482.10	玉軸受	タイ	1%	JTEPA		A	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	CTSHorVA40%
			1%	AJCEP		A	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	CTHorVA40%
9011.10	双眼実態顕微鏡	タイ	3%	JTEPA	3%	B5	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	CTSH or VA40%
			3%	AJCEP	3%	B5	1.0%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	CTHorVA40%
9024.90	堅さ試験器等の内、部分品及び付属品	タイ	3%	JTEPA	3%	B5	0.50%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	CTHorVA40%
			3%	AJCEP	3%	B5	1.00%	0.50%	0.00%	0.00%	0.00%	CTHorVA40%

(注) ・同じ関税撤廃／削減区分でも、協定により定義が異なりますので、実際にEPAを利用する際には再度協定にてご確認ください。
・日タイEPAの譲許表・原産地規則はHS2002ベースのHSコードで規定されている一方、各国の通関はHS2012ベースで実施されています。
・お取り扱い品目のHSコード、適用されるEPA税率およびMFN税率につきましては、必ず事前に各国税関にてご確認いただきますようお願いいたします。
(タイの関税引き下げ日(毎年)は、4月1日)

日本からマレーシアへの輸出におけるEPA税率 & 原産地規則の例

HS2002	品名	輸出相手国	相手国の関税率									原産地規則
			MFN税率	EPA税率								
			(出典: World Tariff)	EPA協定	EPA基準 税率 (ベース レート)	関税撤廃 / 削減区分	2011	2012	2013	2014	2015	
700530	フロート板ガラス及び磨 き板ガラスの内、金属 の線又は網を入れたも の	マレーシア	30%	JMEPA	60% (長方形、正 方形のみ)	B7 (長方形、正 方形のみ)	15.0%	7.5%	0.0%	0.0%	0.0%	CTHandVA40%
			30%	AJCEP	60% (長方形、正 方形のみ)	10年後20%まで 関税削減 (長方形、正 方形のみ)	45.5%	41.8%	38.2%	34.5%	30.9%	CTHorVA40%
			30%	AJCEP	30% (その他)	10年後20%まで 関税削減 (その他)	26.4%	25.5%	24.5%	23.6%	22.7%	CTHorVA40%
841911190	瞬間ガス湯沸器(家庭 用、銅以外)	マレーシア	30%	JMEPA	30%	B7	7.5%	3.8%	0.0%	0.0%	0.0%	CTSHorVA40%
			30%	AJCEP	30%	B7	15.0%	11.3%	7.5%	3.8%	0.0%	CTHorVA40%
8429.11	ブルドーザ (無限軌道式)	マレーシア	20%	JMEPA	20%	B7	5.0%	2.5%	0.0%	0.0%	0.0%	CTSHorVA40%
			20%	AJCEP	20%	R(a)	14.5%	13.2%	11.8%	10.5%	9.1%	CTHorVA40%
8483.30	軸受箱(玉軸受又はこ ろ軸受を有するもの に限る。) 及び滑り軸受	マレーシア	5%	JMEPA		A	0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	CTSHorVA40%
			5%	AJCEP		A	0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	CTHorVA40%
902480100	堅さ試験器等の内、材 料試験機(金属を試験) 以外の機器	マレーシア	5%	JMEPA		A	0%	0%	0%	0%	0%	CTSHorVA40%
			5%	AJCEP		A	0%	0%	0%	0%	0%	CTHorVA40%

“(注)・同じ関税撤廃／削減区分でも、協定により定義が異なりますので、実際にEPAを利用するには再度協定にてご確認ください。”

- ・日マレーシアEPAの譲許表・原産地規則はHS2002ベースのHSコードで規定されている一方、各国の通関はHS2012ベースで実施されています。
- ・お取り扱い品目のHSコード、適用されるEPA税率およびMFN税率につきましては、必ず事前に各国税関にてご確認いただきますようお願いいたします。
(マレーシアの関税引き下げ日(毎年)は、1月1日)

日本からインドネシアへの輸出におけるEPA税率 & 原産地規則の例

HS2002	品名	相手国の関税率									原産地規則
		MFN税率	EPA税率								
		(出典:World Tariff)	EPA協定	EPA基準税率 (ベースレート)	関税撤廃 / 削減区分	2011	2012	2013	2014	2015	
2804.61	けい素(けい素99.99%以上含有)	5%	JIEPA	5%	B3	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	CTSH or VA40% or SP
2933.61	メラミン	5%	JIEPA	5%	B5	1.7%	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%	CTSH or VA40% or SP
3506.10	膠着剤又は接着剤	5%	JIEPA	5%	B5	1.7%	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%	CTH or VA40% or SP
3907.91	電気絶縁用ワニス	5%	JIEPA	5%	B3	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	CC or VA40% or SP
4016.94	防舷材	5%	JIEPA	5%	B3	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	CTH or VA40% or SP
7315.11.11	鉄鋼製チェーン類	13%	JIEPA	15%	B7	7,5%	5,6%	3,8%	1.9%	0.0%	CTSH or VA40%
7415.33	鋼製のねじ、ボルト及びナット (ねじを切った物に限る)	10%	JIEPA	10%	B3	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	CTSH or VA40%
8112.92	インジウムの塊、くず	5%	JIEPA	5%	B15	3.8%	3.4%	3.1%	2.8%	2.5%	CTSH or VA40%
8402.90	蒸気発生ボイラー及び過熱水ボイラーの部分品	5%	JIEPA		A	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	CTSH or VA40%
8429.11	ブルドーザ(無限軌道式)	10%	JIEPA	10%	B5	3.3%	1.7%	0.0%	0.0%	0.0%	CTSH or VA40%
8452.10	家庭用ミシン	10%	JIEPA	10%	B3	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	CTSH or VA40%
8477.10	射出成形機	5%	JIEPA		A	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	CTSH or VA40%
8482.10	玉軸受	5%	JIEPA		P4	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	CTSH or VA40%
8525.40.40	カムコーダー	10%	JIEPA	15%	B7	7.5%	5.6%	3.8%	1.9%	0.0%	CTSH or VA40%
8703.23.15	乗用自動車その他の自動車(シリンダー容積が1500cm ³ を超え、3000cm ³ 以下のもの)	40%	JIEPA		P8	4.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	CTSH or VA40%

“(注) ・同じ関税撤廃／削減区分でも、協定により定義が異なりますので、実際にEPAを利用する際には再度協定にてご確認ください。”
 ・日インドネシアEPAの譲許表・原産地規則はHS2002ベースのHSコードで規定されている一方、各国の通関はHS2012ベースで実施されています。
 ・お取扱い品目のHSコード、適用されるEPA税率およびMFN税率につきましては、必ず事前に各国税関にてご確認いただきますようお願いいたします。
 (インドネシアの関税引き下げ日(毎年)は、1月1日)

原産地証明書発給に関する留意事項

大原則

原産地証明書の発給申請をするには
輸出する產品に原産性があることを事前に確認

產品の輸出者・生産者に対する法律上の義務

- ・原產品でなかった場合等の通知
- ・原産地証明書の発給を受けた產品に関する各種資料を保存

輸入国からの確認要請

輸入国政府は

- ①情報の提供(原産性判定についての情報、根拠資料)
- ②輸出者、生産者の施設への訪問
などを要請できる。

実際に、輸入国が
確認の要請をして
きたケースも。

もしも、確認の要請に答えられなかったら・・・

輸入国税関はE P A 特惠税率の適用を却下

- すると ①取引先の信頼喪失 や
②追徴による経済的損失 など

そうならないためにも、

どのような資料を用いて、いかに原產品であることを立証するか 準備しておく必要あり。



→ 『原産資格を立証するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示』を参照。

参考情報・資料

✓ EPAとは何か、EPA活用に必要な手順について知りたい場合には・・・。

http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/epa_katsuyo/index.html
<http://www.jcci.or.jp/international/certificates-of-origin/>

✓ EPAの原産地証明書取得手続の詳細について知りたい場合には・・・。

<http://www.jcci.or.jp/gensanchi/flow.html>
http://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa_manual.html

✓ 認定輸出者自己証明制度について知りたい場合には・・・。

http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/epa_katsuyo/080616EPA_origin.html

お問い合わせ先

✓ EPA協定について

➢ 経済産業省通商政策局経済連携課	TEL : 03-3501-1700	FAX : 03-3501-1592
➢ 経済産業省貿易経済協力局原産地証明室	TEL : 03-3501-0539	FAX : 03-3501-5896

✓ EPA原産地証明書の発給について

➢ 日本商工会議所国際部 TEL : 03-3283-7850 FAX : 03-3216-6497
※ 判定、発給の個別の案件については、申請先の各事務所までご連絡ください。
お問い合わせ先 : http://www.jcci.or.jp/gensanchi/office_list.html

✓ EPA輸出全般について

➢ JETRO東京貿易投資相談センター	TEL : 03-3582-5171
➢ JETRO大阪本部貿易投資相談センター	TEL : 06-6447-2307





参考資料

原産地証明書とは・・・

- 関税削減・撤廃対象となる製品について、EPA相手国内で一定の基準の下で生産・加工されたことが証明された場合に限り、原産地証明書が取得可能。
- 我が国では、輸出者の申請に応じ、日本商工会議所が原産地証明書を発給。
輸出者から受領した輸入者が輸入通関時に提出することにより、関税減免を享受。

原産地証明書の例(日タイEPA)

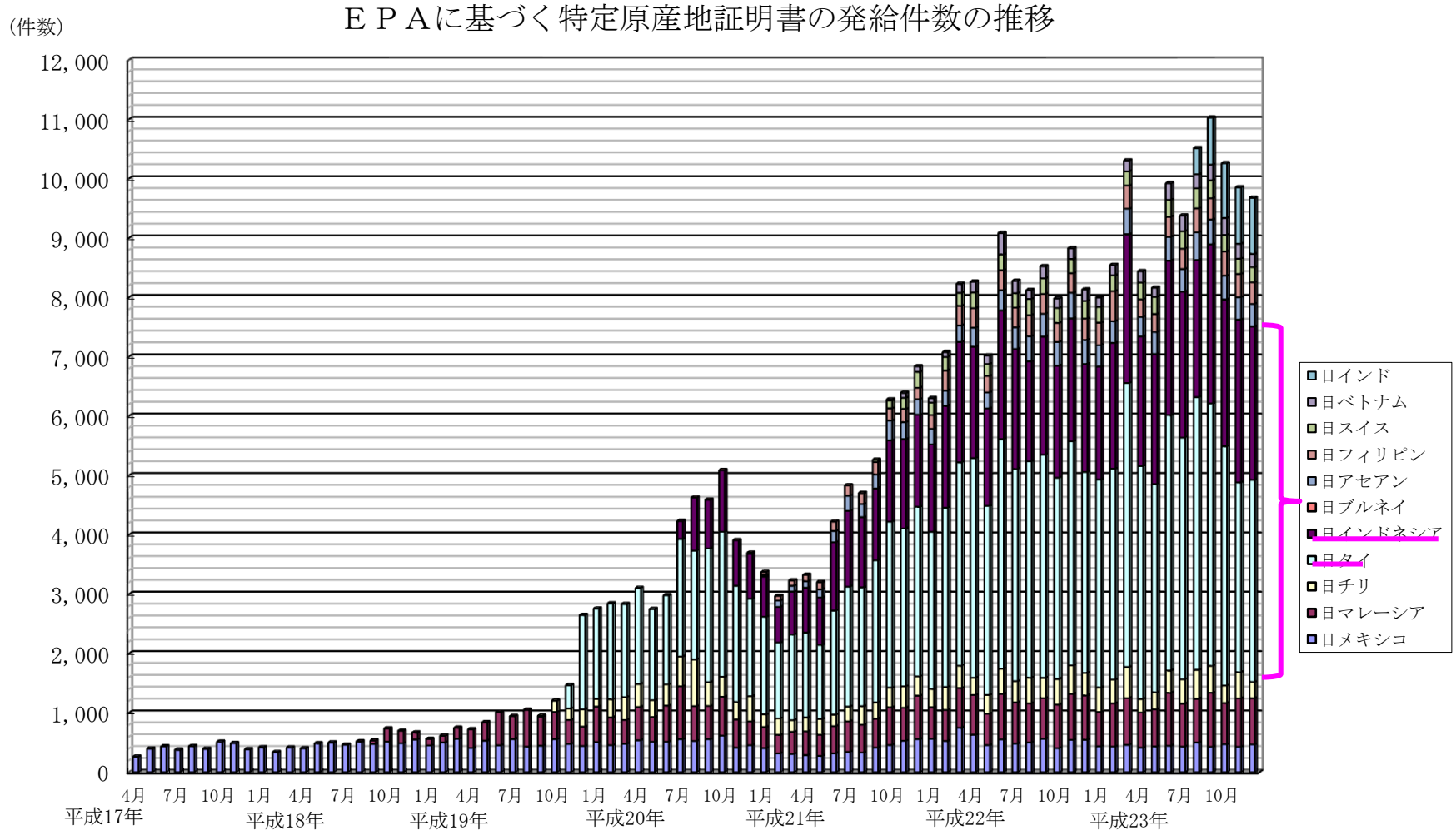
輸出者	1. Exporter's Name, Address and Country: YAMAUCHI 1-1, 1-chome, Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0001	Reference No. 080035007270101904	Number of page 1 / 1
輸入者	2. Importer's or Consignee's Name, Address and Country: abc THAILAND	AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE KINGDOM OF THAILAND FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP	
船積日等	3. Means of transport and route Departure Date: June 1, 2008 Port of Discharge: bbb Name of loading point: aaa Name of Vessel/Flight number: ccc	 CERTIFICATE OF ORIGIN Issued in Japan	
輸出産品名	4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS tariff classification number 1): snack; 210690	5. Preference criterion PS DNI	6. Quantity or gross weight 100 abc 7. Invoice number and date 1234567 February 1, 2008
9. Declaration by the exporter: I, the undersigned, declare that: - the above details and statement are true and accurate. - the good(s) described above meet the condition(s) required for the issuance of this certificate; - the country of origin of the good(s) described above is Japan. Place and Date: Osaka, May 23, 2008 Signature: Name (printed): taro yamauchi Company: YAMAUCHI		10. Certification It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by exporter is correct. Competent governmental authority or Designee office: The Japan Chamber of Commerce and Industry Stamp:  Place and Date: Osaka, May 23, 2008 Signature: 日商次郎	



ここで言う「原産地証明書」とは、EPA適用の為のものであり、L/C決済要件や輸入国法令上の要請等により求められる所謂「非特惠原産地証明書」とは異なる。

原産地証明書の発給件数の推移

○協定数の増加を背景に発給件数は増加基調。リーマン・ショック以降一時減少したが、一昨年夏頃から回復。タイ・インドネシア向けの発給が多い。

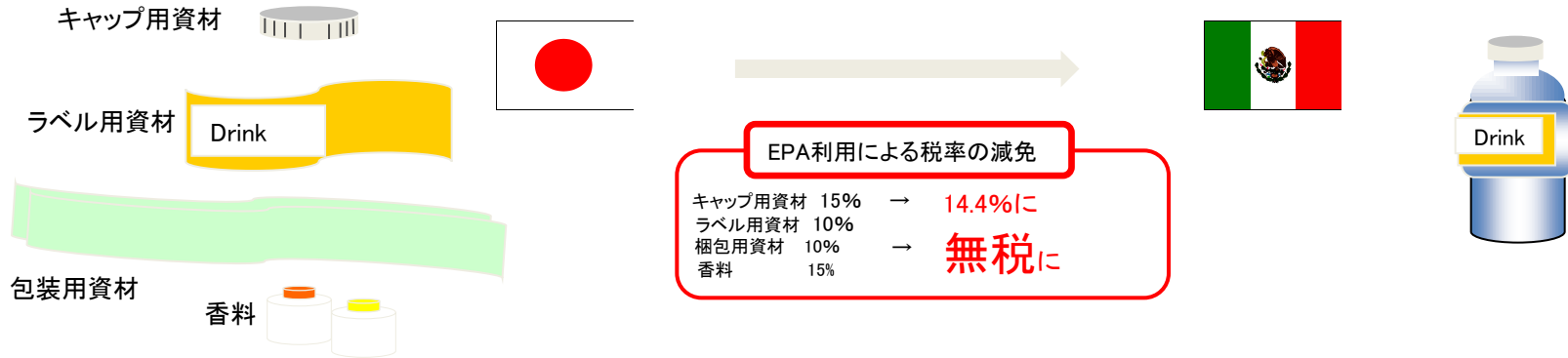


EPAを利用した場合のメリットの例①

海外に事業所を持っているメーカーA社の場合

→ 社内取引により関税削減のメリットを直接享受

メキシコで飲料を生産、販売している飲料メーカーA社は、各種原材料をEPAを利用してメキシコへ輸入し、EPAを利用しない場合と比較し、約1,500万円の関税の削減効果があった。



その他の活用事例

● 日本国内で生産、輸出しているメーカー企業 → 価格競争によりシェアの拡大

(B社) 関税の削減効果により小売価格が下がれば、現地シェアや輸出量も増えるので、そういった間接的メリットもあることからEPAを利用している。

● 日本国内で生産し、商社を通して輸出しているメーカー企業 → 価格競争によりシェアの拡大

(C社) 商社への販売価格は変わらないので直接のメリットはないが、中国企業等競合他社もあり、EPA利用はシェアを守るためのツールとなっている。

● 日本から海外に輸出している小売り企業 → 関税削減のメリットを輸入者と分配

(D社) 関税が30%下がったとした場合、20%分は販売価格に反映、10%分は関税メリットとして自分たちが享受するような形にしている。

EPAを利用した場合のメリットの例②

- EPA/FTAを線ではなく面として捉えることにより、関税削減を利用したサプライチェーンの効率化・再構築も可能。我が国企業は、東アジアにおけるサプライチェーンの効率化にEPA/FTAを活用。
- 第三国同士のFTAを利用することも有効。アセアンFTA(ATIGA)を利用している我が国企業は、貿易を行っている企業の3分の1を占める。(JETROによるアンケート調査)

活用事例：衣類製造・小売会社

日アセアンEPAの発効により、アセアン域内で生地生産と衣類加工を行い、日本に輸出するビジネススタイルが有利に。

A社	日アセアンEPAで日本の関税が下がり、メリット享受。
B社	中国での生産比率を9割から3分の2に削減し、ベトナムでの事業を拡大。
C社	生地を中国産のものからタイ産にシフトすることを検討中。

タイーインドFTA（04年9月発効）

日本企業は、タイーインド間でサプライチェーンを再構築。

A社	FTA実施とほぼ同時に、インドのテレビ工場を閉鎖。タイ工場からの輸出に切り替え。インドでのカラーテレビの販売が急増。
B社	高付加価値の冷蔵庫、洗濯機をタイからインドへ輸出開始。このうち、冷蔵庫はFTAを利用。
C社	インドで現地企業と合併でエアコンを生産していたが、販売会社化。FTAを使って、タイからインドに輸出。
D社	FTAを利用して、タイからインドにカラーTV用ブラウン管を輸出。
E社	インドのバンガロールで生産したトランスミッションをタイに輸出。逆にタイからインドには乗用車の組み立て部品を輸出。そのうち、アーリーハーベストの対象品目は、FTAを利用している。
F社	FTAを使って、タイからインドにポリカーボネートを輸出。
G社	タイが世界向けの輸出拠点。製品の8割を東南アジア、北米、アフリカなどに輸出。中国工場は国内向け生産で精一杯。インドにも、バンガロールに工場があるが、国内需要がどんどん伸びている。生産が間に合わず、FTAを使ってタイから輸出できないか、検討中。

地域経済統合: アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)への道筋

●日本は、2020年までにアジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)を構築するとの目標を閣議決定済み。(2010年6月新成長戦略)それにいたる複数の構想が存在。

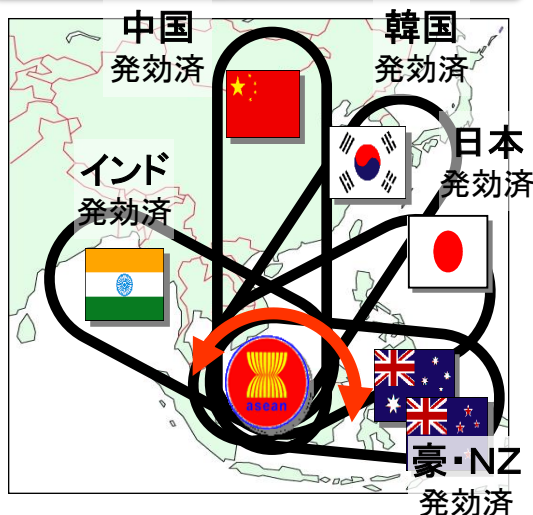
1. 包括的な自由貿易協定として追求

ASEAN+3、+6、TPP等を発展

APECはFTAAPの育ての親

※APECの非拘束性及び自主的な性質に考慮

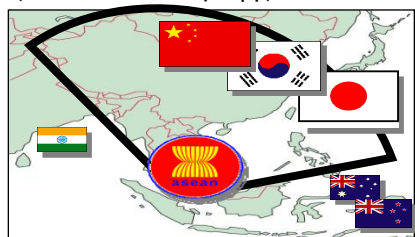
ASEANを核としたFTA



広域的な経済統合に向けた動き

ASEAN+3(EAFTA)

(ASEAN・日・中・韓)

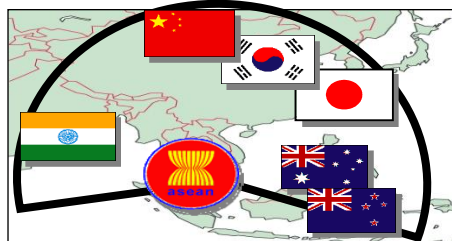


・09年10月 13か国首脳が政府間の議論開始を合意

・10年～ 議論を開始

ASEAN+6(CEPEA)

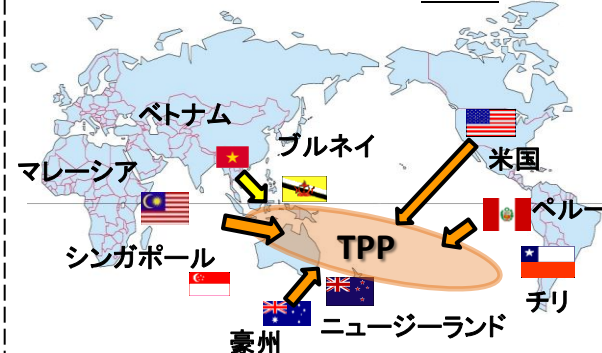
(ASEAN+日中韓印豪NZ)



・09年10月 16か国首脳が政府間の議論開始を合意

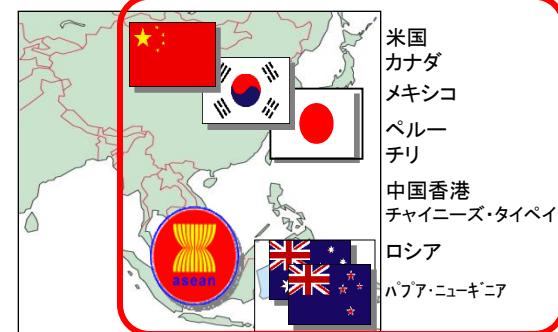
・10年～ 議論を開始

(環太平洋連携協定) TPP



・08年11月 米国が日本に交渉参加呼びかけ
・10年3月 交渉開始

FTAAP(APEC)



ASEAN10か国のうち、ミャンマー、カンボジア、ラオスはAPECに加盟していない

2. 分野別の取組に関する作業を継続、発展

投資、サービス、電子商取引、原産地規則、貿易円滑化、環境製品等



日本・インド経済連携協定の意義：

アジア第3位の経済規模を有し、近年著しい経済成長を重ねるインドとの間で、貿易の自由化・円滑化、投資の促進、関連分野の制度整備を図ることにより、ビジネス・チャンスの更なる拡大に資するとともに、両国間の経済関係の一層の強化、ひいては日インド関係全体の緊密化が期待される。日本最大の経済連携パートナー。

交渉の経緯

2004年11月
日印共同研究会
(JSG) 立ち上げに合意

2005年7月
～2006年4月
4回のJSGを実施

2006年12月
マンモハン・シン首相訪
日時に交渉開始決定

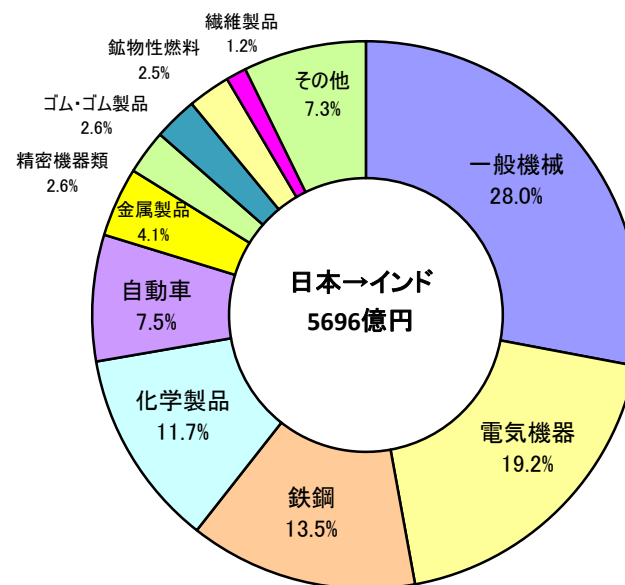
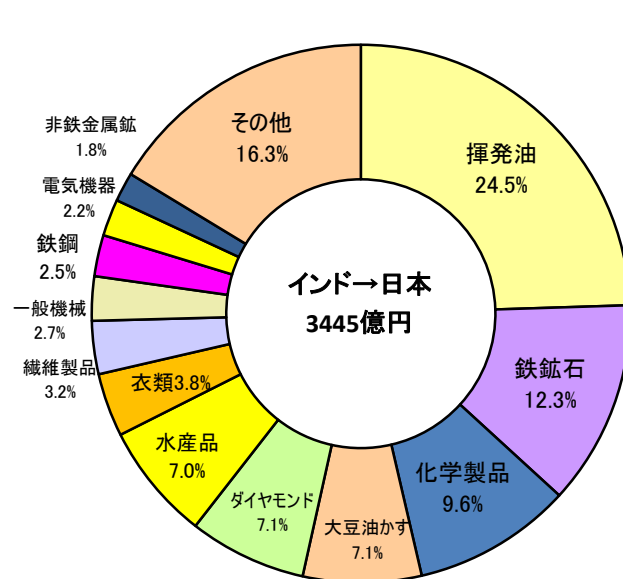
2007年1月
～2010年9月
14回の正式会合と
多数の中間会合開催

2010年9月
大筋合意

2011年2月
署名

2011年8月
発効

日印間の貿易構造



●往復貿易額の約94%を協定発効後10年間で関税撤廃

- ・インドは日本からの輸入の約90%を10年間で無税に
(2006-07年インド貿易統計)
- ・日本はインドからの輸入の約97%を10年間で無税に
(2006年 財務省貿易統計)



インド側が譲許した品目（一例）

分野	品目	基準税率	交渉の結果
自動車部品	ディストリビューター	7.5%	10年撤廃
	点火コイル	7.5%	10年撤廃
	バンパー	10%	10年撤廃
	消音装置（マフラー）	10%	10年撤廃
	ディーゼルエンジン	12.5%	6年間で5% まで関税削減
	ギアボックス	12.5%	8年間で6.25% まで関税削減
鉄鋼製品	熱延鋼板	5%	5年撤廃
	冷延鋼板	5%	5年撤廃
	合金鋼	5%	5年撤廃
	亜鉛めっき鋼板	5%	5年撤廃
電気電子	リチウムイオン電池	10%	10年撤廃
	DVDプレーヤー	10%	10年撤廃
	MP3プレイヤー	5%	5年撤廃
	レンジ	10%	10年撤廃
	鉛蓄電池	10%	10年撤廃
	液晶パネル	10%	即時撤廃

分野	品目	基準税率	交渉の結果
一般機械	ブルドーザー	7.5%	10年撤廃
	産業用ロボット	7.5%	10年撤廃
	エアコン部品	10%	10年撤廃
	蒸気タービン ガスタービン	7.5%	10年撤廃
	織機	7.5%	10年撤廃
	印刷機械	7.5%	10年撤廃
	工業用ミシン	7.5%	10年撤廃
繊維製品	綿織物	10%	即時撤廃
	衣類	10%	即時撤廃
化学品	印刷用インク	7.5%	10年撤廃
	ナイロン	10%	10年撤廃
農産品	盆栽	5%	5年撤廃
	ナガイモ	30%	10年撤廃
	モモ	30%	10年撤廃
	イチゴ	30%	10年撤廃
	カキ	30%	10年撤廃



原産地規則

インド側に迂回貿易の防止に対する強い懸念があり、一般規則としてより厳格なルール(CTSH and VA 35%)を採用しつつ、我が国が輸出関心のある多くの産品については、より貿易促進的なルールを採用した。

サービス貿易

両国とも、WTOにおける約束水準を越える約束を行う。具体的には、インド側は、電気通信、金融等、日本側は実務、教育、環境等に関して市場アクセス及び内国民待遇に係る約束を改善する。

自然人の移動

両国とも、短期の商用訪問者、企業内転勤者、投資家及び専門家を含む自然人の移動に関し、WTOにおける約束水準を上回る約束を行う。また、両国の自然人の入国・滞在に係る要件及び手続の透明性を向上させる。

投資

両国は、内国民待遇、投資設立後の最恵国待遇、パフォーマンス要求の禁止、国対投資家の紛争解決をはじめとする投資自由化・保護規定につき、高いレベルの規律を確保する。

知的財産

両国は、知的財産の十分に効果的かつ無差別的な保護を確保するとともに、権利取得に係る手続の簡素化の措置をとる。また、具体的な知的財産の保護水準に関し、コンピュータ・プログラムを含む発明の特許保護可能性や、周知商標の更なる保護といったWTO協定水準を超える知的財産保護を規定した。

協力

両国間の経済連携の強化を図ることを目的として、環境、貿易・投資促進、情報通信技術、エネルギー、観光等の分野において協力を促進する。

ビジネス環境整備

両国政府、民間部門及びその他の関係機関の参加を得て、事業活動を遂行する両国の企業のためのビジネス環境の整備向上に資する仕組みを提供する。

TBT・SPS(強制規格、任意規格及び適合性評価手続並びに衛生植物検疫措置)

小委員会において、情報交換等の協力を促進するための協議メカニズムを設置する。後発医薬品の承認審査においては、国内法令の要求を満たす限りにおいて、相手国の申請者に内国民待遇を与え、合理的な期間内に手続を完了させる。また、相互承認の手続きについて規定。



日本・ペルー経済連携協定の意義

豊富な資源と高い経済成長を背景に近年益々高い注目を集めている中南米地域において、安定した自由主義的経済政策を堅持する主要国の一つ。貿易の自由化・円滑化，投資の促進，関連分野の制度整備を図ることにより，ビジネス・チャンスの更なる拡大に資するとともに，両国間の経済関係の一層の強化，ひいては日ペルー関係全体の緊密化が期待される。

交渉の経緯

2008年11月

首脳会談で交渉開始を前向きに検討することで一致

2009年2月

日ペルー外相会談で準備会合実施合意

2009年3月

準備会合を開催

2009年4月

日ペルー首脳電話会談で交渉開始決定

2009年5月

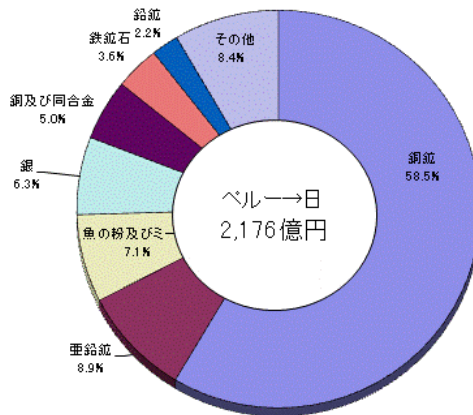
～2010年11月
7回の正式会合と中間会合を開催

2010年11月

交渉完了

2011年5月

署名



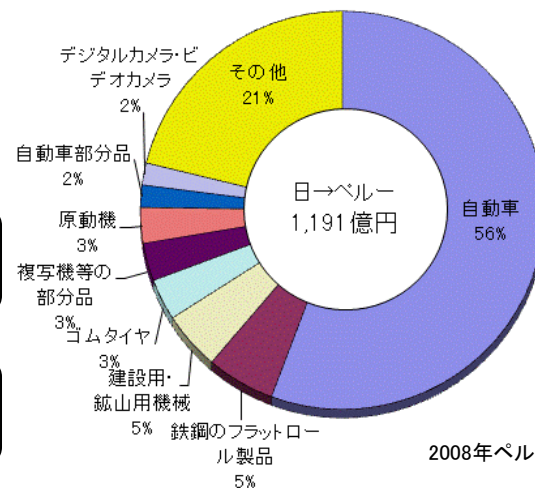
2008年財務省貿易統計

日ペルー間の貿易構造

往復貿易額の99%以上を協定発効後10年間で関税撤廃

ペルーは日本からの輸入の99%以上を10年間で無税に
(2008年ペルー側貿易統計)

日本はペルーからの輸入の99%以上を10年間で無税に
(2008年財務省貿易統計)



2008年ペルー側貿易統計

日本側の主な市場アクセス改善品目

❑ 鉱工業品

ほぼ全ての品目

❑ 農林水産品

- ・アスパラガス (3-17%) 即時-10年関税撤廃
- ・鶏肉・鶏肉調製品 (6-21.3%) 関税割当
- ・とうもろこし (菓子用・飲料用)

※ジャイアントコーン、紫コーン
(50% or 12yen/kg) 関税割当

- ・製材 (0-3.6%) 即時関税撤廃
- ・アメリカオオアカイカ (5%) 10年関税撤廃

(カッコ内は現行関税率)

ペルー側の主な市場アクセス改善品目

❑ 鉱工業品

- ・自動車 : 乗用車 (9%) 4年～9年撤廃、二輪車 (9%) 9年撤廃
- ・自動車部品 : サスペンション (9%) 3年～5年撤廃、ガasket (9%) 7-9年撤廃、伝動軸 (9%) 即時撤廃
- ・鉄鋼 : 鉄鋼製ボルト・ナット (9%) 4年撤廃
- ・電気・電子 : テレビ (9%) 即時撤廃、ブルーレイディスクレコーダー (9%) 即時撤廃、リチウムイオン電池 (9%) 9年撤廃

❑ 農林水産品

- ながいも (9%) 7年関税撤廃、りんご (9%) 15年関税撤廃
- なし (9%) 7年関税撤廃、柿 (9%) 5年関税撤廃、緑茶 (9%) 15年関税撤廃、清酒 (9%) 即時撤廃

(カッコ内は現行関税率)



原産地規則

産品が協定に基づく関税上の特惠待遇の対象となる原産品であるか否かを決定するルール及び原産地証明のための手続（第三者証明制度に加え、認定輸出者による自己証明制度を導入）等を規定した。

サービス貿易

両国とも、WTOにおける約束水準を越える約束を行い、内国民待遇等の原則の下で引き続き維持する国内措置等をそれぞれ附属書に記載することで透明性を確保。また、電気通信サービスについて章を設け、電気通信分野へのアクセスについてWTOを超えるルールを規定。

商用目的による国民の入国及び一時的な滞在

両国の短期商用訪問者、企業内転勤者、投資家、専門家等の入国及び一時的な滞在について協定で約束。特に、ペルー側は日本企業の関心事項であった査証発給の迅速化等に合意。日本側はペルー料理の国家試験の設立を条件に、ペルー料理人の入国要件の緩和を約束。

知的財産

知的財産の十分にして効果的かつ無差別的な保護を確保し、権利取得に係る手続の簡素化の措置をとる。また、知的財産の保護に関し、コンピュータ・プログラムを含む発明の特許保護可能性、部分意匠の保護、不正商標商品や著作権侵害品の輸出差止め等、WTO協定の水準を超える知的財産保護を規定した。

政府調達

両国は、内国民待遇、無差別待遇、調達の効果を減殺する措置の禁止、透明性の確保等に関し規定した。

投資

既存の日本・ペルー投資協定の規律を組み込んでいる。

税関手続

両国は、貿易の円滑化を図る観点から、予見可能性、一貫性及び透明性のある税関手続、関税法の適切な適用及び通関の迅速化を確保するとともに、協力・情報交換を推進する。

協力

両国間の経済連携の強化を目的として、貿易・投資の促進、産業、漁業、科学技術及び環境、情報通信技術、観光、農業、運輸の各分野において協力を促進する。

ビジネス環境整備

両国政府、民間企業、及びその他の関係機関の参加を得て、事業活動を行う両国の企業のためのビジネス環境向上に資する仕組みを提供する。

SPS（衛生植物検疫措置）

衛生植物検疫措置に関する照会のための照会所を設置。また、情報交換、科学的協議及び技術協力に関する議論などを行う小委員会を設置。

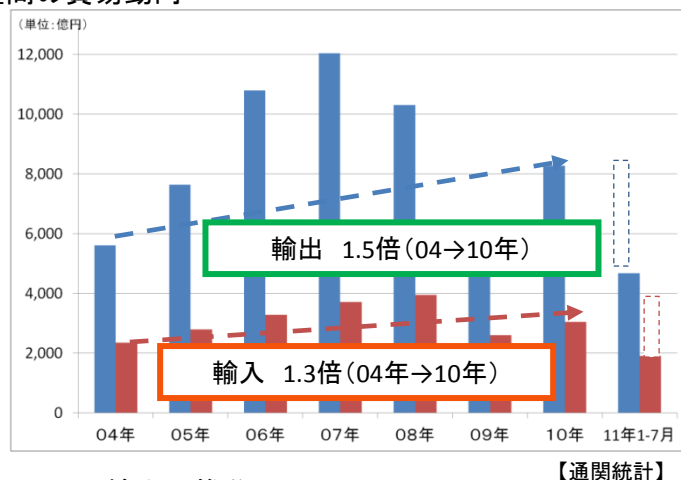
TBT（強制規格、任意規格及び適合性評価手続）

強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する透明性の向上や技術協力を規定。また、情報交換、協力の促進などを行う小委員会を設置。



- 日墨間の貿易自由化・円滑化、ビジネス環境整備などのため締結された日・墨経済連携協定は2005年4月に発効。協定発効前と比較して6年間で日本からメキシコ向け輸出額は約1.5倍、輸入額は約1.3倍へ増加。
- 産業界からは更なる利便性の向上等に向けた協定改善要望があり、2008年9月からこの協定に基づく農産品に係る4,5年目再協議の機会を捉え、再協議を開始し、11年2月に主要な論点について再協議の終了を確認、同9月に改正議定書に署名。
- 改正議定書の締結により、自動車部品等の市場アクセスの改善（現行から2年程度前倒し）、また、利便性の高い原産地証明制度が導入される予定。
- 昨今、メキシコでの日系自動車メーカーの増産が発表されており、注目を集めている。日墨間の更なる経済関係の発展を期待。

1. 日墨間の貿易動向



2. メキシコへの輸出の推移

	04年	10年
自動車	827億円	1,041億円(約1.3倍)
自動車部品	583億円	1,497億円(約2.6倍)

3. メキシコでの日系自動車メーカーの動向

ホンダ: 新工場設立 (2011年 8月、年間生産能力20万台)
 マツダ: 新工場設立 (2011年 6月、" 14万台)
 日産: 新車種(マーチ)生産開始 (2011年 3月)

<産業界からの要望例: 利便性の高い原産地証明制度の導入>

認定輸出者自己証明制度をニーズに応じて選択可能にすべき。

(注: メキシコ向けの原産地証明書申請件数は毎月500件程度と多数)

【内容】

1. 市場アクセスの改善

- ・自動車部品等の関税撤廃の時期の前倒し(2014年4月に撤廃予定(2012年のEPA関税率約3~5%程度)→即時撤廃へ)、みかんの関税撤廃、りんご、緑茶の関税割当を新たに約束)
- ・牛肉、豚肉、鶏肉、オレンジ、オレンジジュース等の関税割当数量の拡大や枠内税率の削減、アガベシロップ関税割当新設
- ・実行最恵国税率(MFN税率)がEPA税率より低い場合には実行最恵国税率を適用する規定を追加

2. 原産地規則の改善

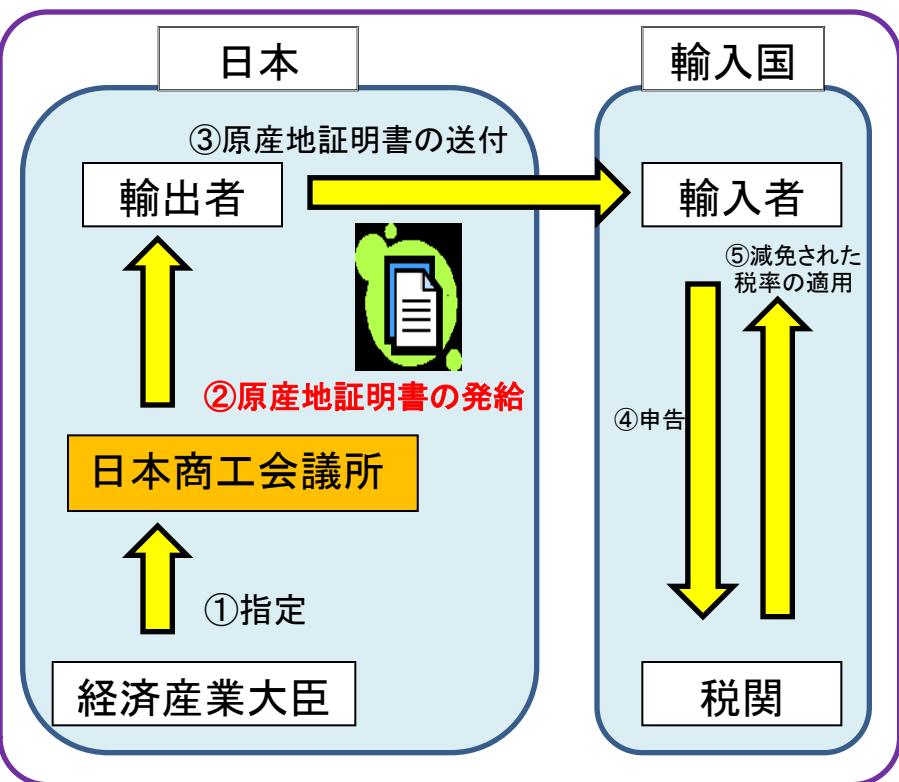
認定輸出者による原産地申告制度の導入

第三者機関による原産地証明書の発給に加え、一定の条件を満たす、認定を受けた輸出者自らが原産性を証明することを可能とする制度。

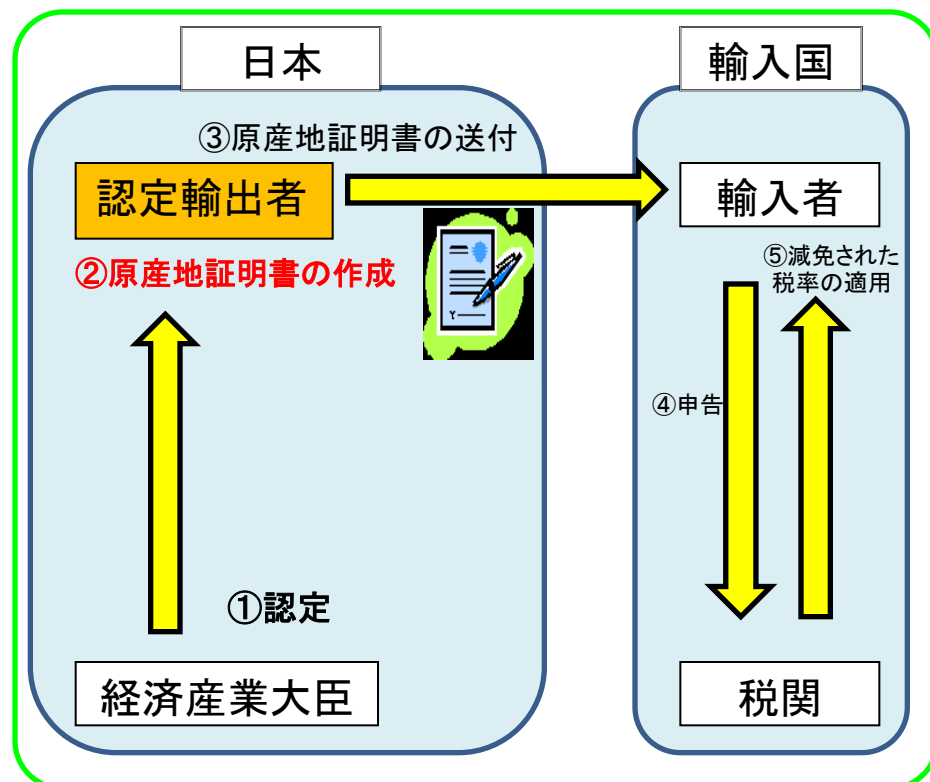
認定輸出者自己証明制度 (第二種特定原産地証明書を作成する者)

○認定輸出者自己証明制度とは、国の認定を受けた輸出者が自ら原産地証明書を作成できる制度。現在、日スイス協定、日ペルー協定、日メキシコ協定に導入されており、今後、他の協定にも展開。

第三者証明 (第一種特定原産地証明書)



「認定輸出者」による自己証明 (第二種特定原産地証明書)



※ 「経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律」第7条の2以下